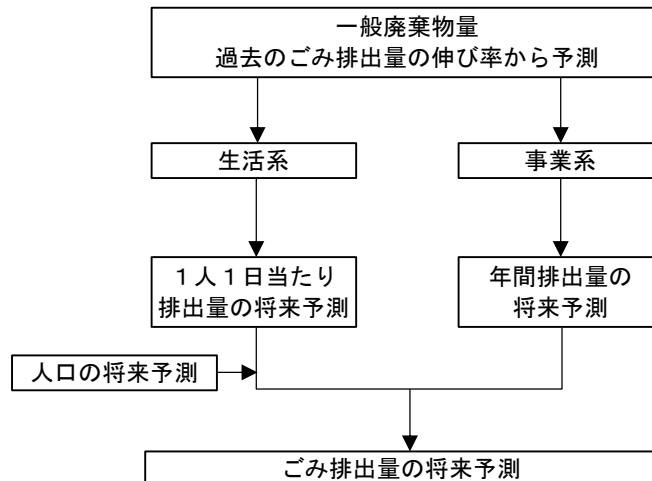


付属資料

資料 1 一般廃棄物（ごみ）排出量の将来予測

(1) ごみ排出量の将来予測方法



1) 人口の将来予測方法

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」によるコーホート要因法での将来予測結果を用いました。

2) 排出量の将来予測方法

予測に用いる過去の排出量（実績値）は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）の平成 26（2014）年度～令和元（2019）年度の 6 ヶ年としました。

ア 生活系

過去の 1 人 1 日当たり排出量を基に、時系列分析により行うものとし、予測式としては、「ごみ処理施設構造指針解説」（旧厚生省水道環境部監修）に示されている①一次傾向線、②二次傾向線、③一次指数曲線、④べき曲線、⑤ロジスティック曲線で推計を行い、相関係数が高く、かつ、実績値と比較し大きな変動がなく、過去の実績を出来るだけ良好に再現できる最も妥当と判断される回帰式を採用しました。実績値と比較し大きな変動が認められ、時系列分析による将来予測が困難な場合は、実績値の平均値が推移するものとして予測を行いました。

イ 事業系

過去の年間排出量を基に、時系列分析により行うものとし、予測式としては、「ごみ処理施設構造指針解説」(旧厚生省水道環境部監修)に示されている①一次傾向線、②二次傾向線、③一次指数曲線、④べき曲線、⑤ロジスティック曲線で推計を行い、相関係数が高く、かつ、実績値と比較し大きな変動がなく、過去の実績を出来るだけ良好に再現できる最も妥当と判断される回帰式を採用しました。実績値と比較し大きな変動が認められ、時系列分析による将来予測が困難な場合は、実績値の平均値が推移するものとして予測を行いました。

① 一次傾向線	$Y = a + bt$
② 二次傾向線	$Y = a + bt + ct^2$
③ 一次指数曲線	$Y = a \times b^t$
④ べき曲線	$Y = Y_0 + A t^a$
⑤ ロジスティック曲線	$Y = \frac{K}{1 + e^{b-at}}$

Y : 計画年における人口等

Y₀ : 基準年における人口等

t : 計画年数 (年)

e : 自然対数の底

K : 飽和人口等

A, a, b, c : 実績値から求められる定数

※「一次傾向線」、「二次傾向線」等の各予測式の定数の決定方法は、最小二乗法により、実績値と各予測式との距離の二乗の和が最小となるように決定。

※各予測式の特徴は、「一次傾向線」は直線の式、「二次傾向線」は放物線、「一次指数曲線」は一定比率で増加または減少する式、「べき曲線」は徐々に増加させる式、「ロジスティック曲線」は無限年前にゼロで時の経過とともに漸増し、中間で増加率が最も大きく、その後は増加率が減少し、無限年後に飽和に達するような曲線の式です。

(2) 人口の将来予測結果

国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来予測結果は以下のとおりとなります。

表 1 人口の将来予測結果（補正前）（単位：人）

年		令和 3（2021）年	令和 7（2025）年	令和 12（2030）年
北部	名護市	62,680	63,100	63,292
	国頭村	4,507	4,245	3,932
	大宜味村	2,888	2,774	2,640
	東村	1,609	1,540	1,461
	今帰仁村	9,507	9,453	9,346
	本部町	13,094	12,758	12,311
	伊江村	3,905	3,655	3,348
	伊平屋村	1,139	1,080	1,026
	伊是名村	1,411	1,355	1,283
	北部 合計	100,741	99,960	98,639
中部	沖縄市	99,756	101,426	102,854
	宜野湾市	146,446	148,328	149,900
	うるま市	120,375	120,874	120,993
	恩納村	11,130	11,390	11,651
	宜野座村	5,892	6,049	6,210
	金武町	11,394	11,443	11,436
	読谷村	40,305	40,627	40,907
	嘉手納町	13,423	13,213	12,962
	北谷町	29,166	29,600	29,966
	北中城村	16,343	16,393	16,415
	中城村	21,278	22,342	23,444
中部 合計	515,507	521,685	526,738	
南部	那覇市	319,688	318,441	315,673
	浦添市	117,269	118,612	119,459
	糸満市	59,194	59,261	59,092
	豊見城市	64,723	66,645	68,366
	南城市	44,128	44,689	45,153
	西原町	33,942	33,437	32,663
	与那原町	19,649	19,695	19,640
	南風原町	39,508	40,586	41,645
	渡嘉敷村	701	680	663
	座間味村	795	753	706
	粟国村	682	645	615
	渡名喜村	377	345	315
	南大東村	1,266	1,207	1,153
	北大東村	602	581	549
	久米島町	7,072	6,639	6,142
	八重瀬町	31,139	31,633	32,179
南部 合計	740,735	743,849	744,013	
宮古	宮古島市	49,570	48,335	46,717
	多良間村	1,056	984	913
	宮古 合計	50,626	49,319	47,630
八重山	石垣市	47,732	47,579	47,128
	竹富町	4,038	4,020	3,981
	与那国町	1,924	1,824	1,718
	八重山 合計	53,694	53,423	52,827
沖縄県		1,461,303	1,468,236	1,469,847

※各ブロックに対応する市町村区分は前回と同じです

(3) 排出量及び処理状況の将来予測結果

1) 排出量の将来予測

予測式による将来予測を行うために用いた実績を表 2 及び表 3 に、将来予測結果を表 4 及び表 5 に示します。

表 2 予測に用いた生活系排出量の実績 (単位：g/人・日)

ブロック 年度	北部	中部	南部	宮古	八重山	県合計
平成 26(2014)	479	556	532	858	633	553
平成 27(2015)	471	548	523	809	691	545
平成 28(2016)	470	559	528	662	664	545
平成 29(2017)	493	562	532	712	676	552
平成 30(2018)	507	582	550	531	670	562
令和元(2019)	524	579	555	612	668	568

表 3 予測に用いた事業系排出量の実績 (単位：t/年)

ブロック 年度	北部	中部	南部	宮古	八重山	県合計
平成 26(2014)	14,590	51,433	75,630	437	11,977	154,067
平成 27(2015)	14,846	53,687	76,751	247	12,289	157,820
平成 28(2016)	13,011	55,486	78,178	6,284	11,856	164,815
平成 29(2017)	14,869	56,580	79,104	6,841	11,811	169,205
平成 30(2018)	15,608	57,523	80,506	8,087	11,488	173,212
令和元(2019)	15,830	58,199	80,664	9,475	9,895	174,063

表 4 令和 7 (2025) 年度ごみ排出量将来予測

		北部	中部	南部	宮古	八重山	県合計
人口 (人)		100,939	530,162	753,518	52,098	55,089	1,491,806
生活系	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	612	624	589	698	666	610
	生活系ごみ排出量 (t/年)	22,548	120,750	161,995	13,273	13,392	331,958
事業系	事業系ごみ排出量 (t/年)	14,980	60,904	84,515	7,175	11,552	179,126
ごみ排出量 (t/年)		37,528	181,654	246,510	20,448	24,944	511,084

生活系ごみ排出量=人口×1人1日当たり排出量×365日÷10⁶

ごみ排出量=生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量

人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来予測結果を基に、平成 27 (2015) 年度における一般廃棄物処理実態調査結果による人口との比率で補正した。

表 5 令和 12 (2030) 年度ごみ排出量将来予測

		北部	中部	南部	宮古	八重山	県合計
人口 (人)		99,606	535,297	753,684	50,314	54,474	1,493,375
生活系	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	701	675	626	698	662	652
	生活系ごみ排出量 (t/年)	25,486	131,884	172,209	12,818	13,163	355,560
事業系	事業系ごみ排出量 (t/年)	15,005	61,957	89,567	7,175	11,552	185,256
ごみ排出量 (t/年)		40,491	193,841	261,776	19,993	24,715	540,816

生活系ごみ排出量=人口×1人1日当たり排出量×365日÷10⁶

ごみ排出量=生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量

人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来予測結果を基に、平成 27 (2015) 年度における一般廃棄物処理実態調査結果による人口との比率で補正した。

2) 処理状況の将来予測

ごみ処理量の将来予測値は、各ブロックにおけるごみ排出量の予測値に現状(令和元(2019)年度)のごみ排出量に対するごみ処理量の割合を乗じて算出しました。

【参考 1-1 生活系 算出例（那覇市）実績平成 26（2014）年度～令和元（2019）年度】

1人1日当たりごみ排出量(生活系) 南部ブロック 那覇市

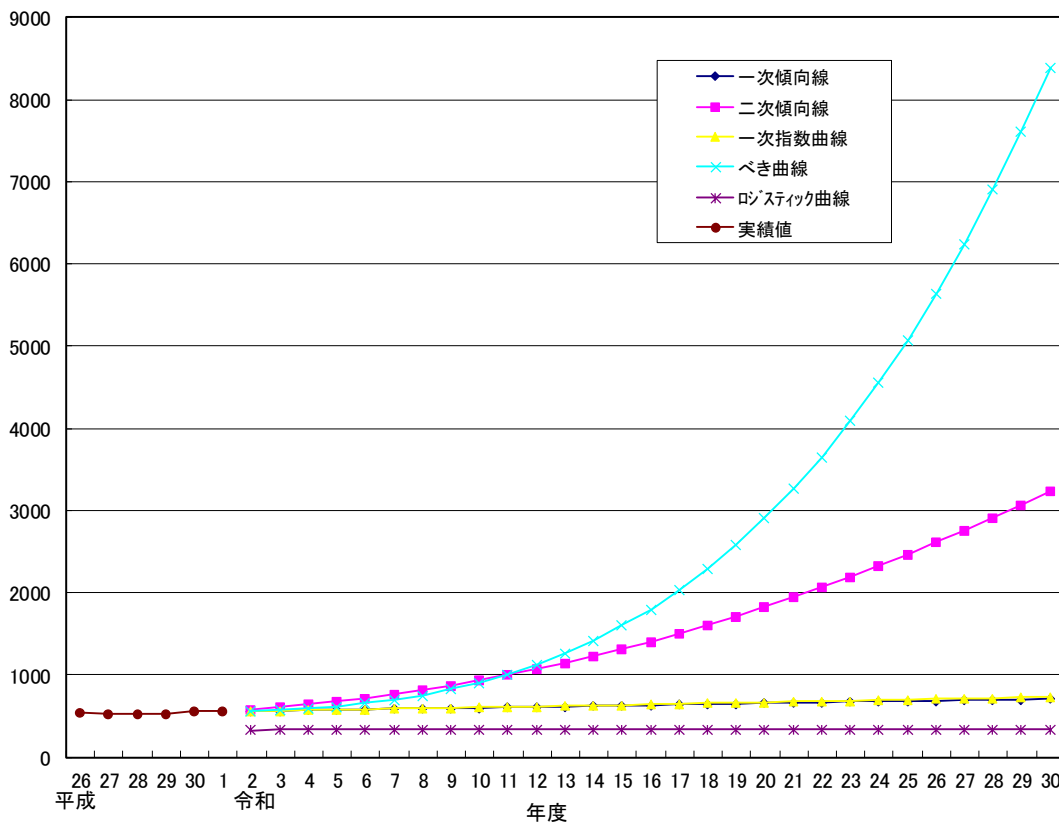
年度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
26年	539					
27年	529					
28年	535					
29年	535					
30年	553					
1年	562					
2年		561	585	561	559	340
3年		566	610	566	573	340
4年		572	641	572	593	340
5年		577	677	578	620	340
6年		582	718	583	656	340
7年		588	765	589	701	340
8年		593	816	595	758	340
9年		598	872	601	827	340
10年		604	934	607	911	340
11年		609	1,001	612	1,010	340
12年		614	1,072	618	1,127	340
13年		620	1,149	625	1,263	340
14年		625	1,231	631	1,421	340
15年		630	1,318	637	1,601	340
16年		636	1,410	643	1,805	340
17年		641	1,508	649	2,037	340
18年		646	1,610	656	2,296	340
19年		652	1,717	662	2,586	340
20年		657	1,830	669	2,908	340
21年		662	1,948	675	3,265	340
22年		668	2,070	682	3,659	340
23年		673	2,198	689	4,091	340
24年		678	2,331	695	4,563	340
25年		684	2,470	702	5,079	340
26年		689	2,613	709	5,640	340
27年		694	2,761	716	6,248	340
28年		700	2,915	723	6,907	340
29年		705	3,073	730	7,617	340
30年		710	3,237	737	8,381	340

採用値

561
566
572
578
583
589
595
601
607
612
618
625
631
637
643
649
656
662
669
675
682
689
695
702
709
716
723
730
737

相関 0.792 0.966 0.796 0.936 0.788
値急上昇不適 採用 値急上昇不適

※採用値：一次指数曲線



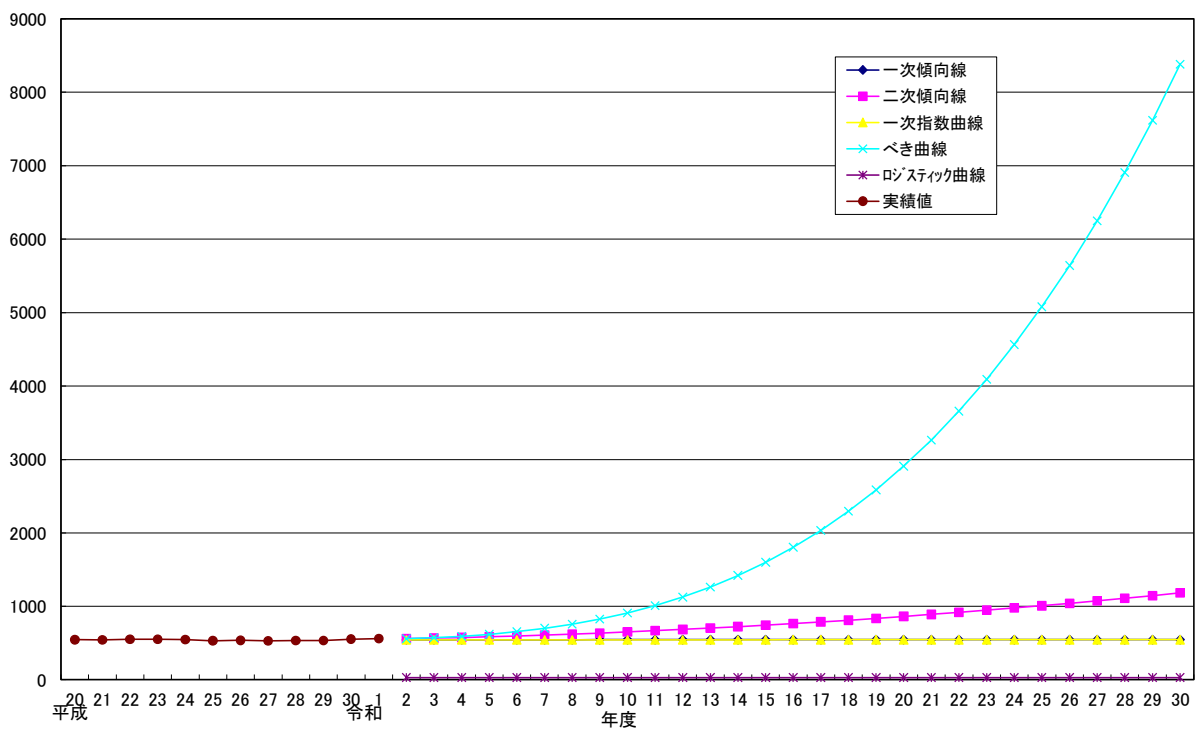
【参考 1-2 生活系 算出例（那覇市）実績平成 20（2008）年度～令和元（2019）年度】

1人1日当たりごみ排出量(生活系) 南部ブロック 那覇市

年度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	
20年	546						
21年	543						
22年	551						
23年	552						
24年	549						
25年	533						
26年	539						
27年	529						
28年	535						
29年	535						
30年	553						
1年	562						
2年		544	561	544	559	30	採用値 544
3年		544	568	544	573	30	544
4年		544	577	544	593	30	544
5年		544	587	544	620	30	544
6年		544	598	544	656	30	544
7年		545	610	544	701	30	544
8年		545	623	544	758	30	544
9年		545	637	544	827	30	544
10年		545	652	544	911	30	544
11年		545	668	544	1,010	30	544
12年		545	686	544	1,127	30	544
13年		545	704	544	1,263	30	544
14年		545	724	545	1,421	30	544
15年		545	744	545	1,601	30	544
16年		545	766	545	1,805	30	544
17年		545	789	545	2,037	30	544
18年		545	812	545	2,296	30	544
19年		545	837	545	2,588	30	544
20年		545	863	545	2,908	30	544
21年		545	890	545	3,265	30	544
22年		545	919	545	3,659	30	544
23年		545	948	545	4,091	30	544
24年		545	978	545	4,563	30	544
25年		545	1,010	545	5,079	30	544
26年		546	1,042	545	5,640	30	544
27年		546	1,076	545	6,248	30	544
28年		546	1,110	545	6,907	30	544
29年		546	1,146	545	7,617	30	544
30年		546	1,183	545	8,381	30	544

※採用値：平成20年から令和元年の平均値

相関 0.019 0.601 0.019 0.615 0.019



【参考2 市町村別予測値（生活系）】

※一般廃棄物処理実態調査のごみ処理状況に示された「総人口」の値を用いた補正係数をかけていないため、上記数値と異なる。

市区町村名	ブロック	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	予測値▶	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	(g/日・人)
名護市	北部	491	326	335	340	341	317	316	312	338	350	368	384		399	417	435	454	474	495	517	540	563	588	614	641	
国頭村	北部	686	716	772	768	778	783	815	765	725	857	928	926		956	995	1,035	1,077	1,120	1,165	1,212	1,261	1,312	1,365	1,420	1,478	
大宜味村	北部	552	564	614	624	647	622	636	631	586	686	744	776		790	823	855	888	921	953	986	1,018	1,051	1,083	1,116	1,148	
東村	北部	575	605	619	584	592	583	601	589	571	653	731	791		802	843	885	927	968	1,010	1,052	1,093	1,135	1,177	1,218	1,260	
今帰仁村	北部	594	647	647	677	678	630	638	635	578	600	592	599		638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638
本部町	北部	675	731	778	782	793	751	758	724	679	704	705	714		714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714
伊江村	北部	554	454	465	529	554	645	750	765	812	796	781	868		858	877	897	917	938	958	980	1,002	1,024	1,047	1,070	1,094	
伊平屋村	北部	784	857	881	1,032	980	972	993	1,088	821	923	889	923		993	993	993	993	993	993	993	993	993	993	993	993	993
伊是名村	北部	751	770	756	672	751	753	753	742	858	856	849	892		889	887	876	857	831	796	754	704	645	579	505	423	
北部	小計	552	466	481	490	494	472	479	471	470	493	507	524		537	552	566	581	596	612	629	646	663	682	701	706	
宜野湾市	中部	484	490	497	508	514	467	506	507	510	519	526	532		543	555	567	582	598	615	634	654	676	699	724	750	
沖縄市	中部	529	547	551	567	558	556	559	540	547	548	560	561		553	553	553	553	553	553	553	553	553	553	553	553	553
うるま市	中部	509	513	519	528	534	517	532	528	547	552	579	566		581	589	596	602	609	614	619	624	628	632	636	638	
恩納村	中部	549	572	571	605	633	564	619	598	604	621	603	571		603	603	603	603	603	603	603	603	603	603	603	603	603
宜野座村	中部	757	755	755	710	744	604	617	614	610	608	650	653		654	662	671	680	689	697	706	716	725	734	744	754	
金武町	中部	778	762	775	825	741	581	598	565	604	576	628	607		596	596	596	596	596	596	596	596	596	596	596	596	596
読谷村	中部	623	610	637	681	695	632	664	657	697	688	741	744		765	785	806	827	849	872	895	919	943	968	994	1,020	
嘉手納町	中部	654	639	599	713	722	551	616	624	591	592	622	615		610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610
北谷町	中部	587	596	588	613	604	544	566	566	574	580	610	598		617	629	643	657	673	689	707	725	745	765	787	809	
北中城村	中部	485	518	523	511	588	567	564	559	550	563	589	579		567	567	567	567	567	567	567	567	567	567	567	567	567
中城村	中部	564	515	545	558	548	543	570	563	571	570	574	588		600	616	635	658	683	712	744	779	817	859	904	951	
中部	小計	538	544	550	568	574	536	556	548	559	562	582	579		585	592	599	607	616	624	633	643	653	663	675	699	
那覇市	南部	546	543	551	552	549	533	539	529	535	535	553	562		561	566	572	578	583	589	595	601	607	612	618	625	
浦添市	南部	540	542	542	552	541	519	522	514	516	515	523	529		525	526	527	529	530	532	534	536	539	542	544	548	
糸満市	南部	533	528	505	515	506	497	503	500	505	517	544	555		562	574	587	600	613	627	641	655	670	685	700	715	
豊見城市	南部	473	479	480	484	484	469	475	470	476	483	500	513		515	524	533	542	551	560	570	579	589	599	609	619	
南城市	南部	532	553	557	557	560	519	538	527	535	544	566	568		574	583	591	599	608	617	626	635	644	653	663	672	
西原町	南部	461	518	496	516	521	502	497	498	507	501	561	556		569	583	599	614	631	647	664	682	699	718	737	756	
与那原町	南部	537	520	552	539	533	517	514	489	504	506	523	520		509	509	509	509	509	509	509	509	509	509	509	509	509
南風原町	南部	482	492	506	509	515	507	513	502	510	511	529	531		533	538	543	549	554	559	564	570	575	581	586	592	
渡嘉敷村	南部	1,752	1,839	1,991	1,961	1,576	1,247	1,237	1,441	1,407	1,409	1,150	953		1,266	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266
座間味村	南部	787	562	589	580	582	459	562	482	563	569	524	547		541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541
粟国村	南部	522	491	474	431	476	575	557	505	573	695	831	612		629	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629
渡名喜村	南部	1,266	835	854	851	1,166	823	722	832	1,063	1,125	614	662		836	836	836	836	836	836	836	836	836	836	836	836	836
南大東村	南部	753	767	1,107	779	991	815	1,570	750	949	988	1,152	1,025		1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	
北大東村	南部	1,255	1,357	1,626	1,353	1,124	1,167	1,237	1,180	1,123	1,060	952	980		922	896	877	867	864	869	882	903	931	968	1,013	1,065	
久米島町	南部	1,052	1,106	969	972	983	964	957	950	948	1,109	1,053	955		995	995	995	995	995	995	995	995	995	995	995	995	995
八重瀬町	南部	558	549	556	558	583	549	556	547	549	558	568	563		576	587	599	613	629	647	667	689	712	737	765	794	
南部	小計	540	543	544	547	545	526	532	523	528	532	550	555		557	562	569	575	582	589	596	603	611	618	626	635	
宮古島市	宮古	617	647	634	661	658	669	860	813	661	710	526	609		697	697	697	697	697	697	697	697	697	697	697	697	697
多良間村	宮古	723	792	668	722	701	674	800	642	725	774	741	767		742	742	742	742	742	742	742	742	742	742	742	742	742
宮古	小計	620	650	635	662	659	669	858	809	662	712	531	612		698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698
石垣市	八重山	644	632	641	654	661	664	646	708	671	677	668	667		664	662	661	660	659	658	657	657	656	656	655	655	
竹富町	八重山	216	318	280	201	307	500	299	316	301	432	478	476		489	494	497	499	499	500	500	500	500	500	500	500	500
与那国町	八重山	1,028	1,010	978	929	1,276	1,041	1,144	1,145	1,386	1,286	1,228	1,194		1,231	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
八重山	小計	623	620	624	628	653	662	633	691	664	676	670	668		671	670	669	668	667	666	665	664	663	663	662	662	
合計		547	545	548	558	560	536	553	545	545	552	562	568		574	581	587	595	602	609	617	626	634	643	652	665	

【参考3 市町村別予測値（事業系）】

市区町村名	ブロック	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	予測値▶	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	
名護市	北部	9,033	8,599	9,244	9,491	9,827	10,325	10,701	10,733	8,905	10,515	11,226	11,233		10,552	10,552	10,552	10,552	10,552	10,552	10,552	10,552	10,552	10,552	10,552	10,552	10,552
国頭村	北部	155	162	132	145	158	180	199	213	157	304	308	310		249	249	249	249	249	249	249	249	249	249	249	249	249
大宜味村	北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東村	北部	0	0	0	0	0	9	7	10	36	24	14	26		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
今帰仁村	北部	626	512	603	627	651	592	694	700	794	886	977	1,054		851	851	851	851	851	851	851	851	851	851	851	851	851
本部町	北部	2,208	2,208	2,290	2,337	2,632	2,560	2,580	2,765	2,822	2,843	2,792	2,873		2,861	2,870	2,878	2,886	2,892	2,899	2,904	2,910	2,915	2,920	2,924	2,929	
伊江村	北部	136	273	205	270	360	363	409	425	297	297	291	334		409	409	409	409	409	409	409	409	409	409	409	409	409
伊平屋村	北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北部	小計	12,158	11,754	12,474	12,870	13,628	14,029	14,590	14,846	13,011	14,869	15,608	15,830		14,942	14,951	14,959	14,967	14,973	14,980	14,985	14,991	14,996	15,001	15,005	15,010	
宜野湾市	中部	7,916	7,939	7,720	7,798	8,321	8,383	8,560	8,633	8,740	8,760	8,913	8,727		8,707	8,596	8,446	8,257	8,027	7,758	7,450	7,101	6,713	6,286	5,818	5,311	
沖縄市	中部	12,989	14,896	13,560	13,981	14,241	13,616	13,763	14,741	14,611	14,630	14,960	14,500		14,534	14,534	14,534	14,534	14,534	14,534	14,534	14,534	14,534	14,534	14,534	14,534	14,534
うるま市	中部	8,407	8,663	9,117	9,414	9,683	10,046	10,273	10,344	10,689	10,888	11,327	12,236		12,291	12,708	13,138	13,582	14,042	14,517	15,009	15,517	16,042	16,585	17,147	17,727	
恩納村	中部	3,230	3,155	3,021	3,091	3,086	2,592	3,378	3,480	3,584	3,805	3,932	4,040		4,212	4,369	4,531	4,696	4,867	5,041	5,220	5,403	5,591	5,783	5,979	6,179	
宜野座村	中部	537	570	660	676	609	691	710	621	648	718	639	728		677	677	677	677	677	677	677	677	677	677	677	677	677
金武町	中部	1,187	1,285	1,407	1,237	1,194	1,182	1,257	1,254	1,272	1,397	1,298	1,430		1,432	1,467	1,502	1,539	1,576	1,615	1,654	1,694	1,736	1,778	1,821	1,866	
読谷村	中部	2,727	2,601	2,642	2,891	2,955	3,095	3,056	3,088	3,227	3,288	3,308	3,315		3,315	3,287	3,237	3,166	3,073	2,959	2,824	2,667	2,488	2,288	2,067	1,824	
嘉手納町	中部	1,325	1,179	1,188	1,353	1,106	1,174	1,132	1,015	1,553	1,513	1,401	1,496		1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436
北谷町	中部	5,228	5,273	5,214	5,355	5,541	5,588	5,933	6,259	6,592	6,914	6,885	6,699		6,846	6,847	6,847	6,847	6,847	6,847	6,847	6,847	6,847	6,847	6,847	6,847	6,847
北中城村	中部	2,159	2,265	2,287	2,226	1,794	1,834	1,883	2,653	2,924	2,912	3,032	3,156		3,200	3,259	3,313	3,361	3,407	3,448	3,488	3,525	3,560	3,593	3,625	3,655	
中城村	中部	1,371	1,401	1,378	1,459	1,426	1,407	1,488	1,599	1,646	1,755	1,828	1,872		1,931	1,976	2,012	2,040	2,060	2,072	2,075	2,070	2,057	2,036	2,006	1,968	
中部	小計	47,076	49,227	48,194	49,481	49,956	49,608	51,433	53,687	55,486	56,580	57,523	58,199		58,581	59,156	59,673	60,135	60,546	60,904	61,214	61,471	61,681	61,843	61,957	62,024	
那覇市	南部	34,943	34,650	34,412	34,720	35,298	36,058	36,296	37,743	39,045	39,707	40,141	39,070		39,632	39,634	39,634	39,635	39,635	39,635	39,635	39,635	39,635	39,635	39,635	39,635	39,635
浦添市	南部	11,576	11,911	11,827	11,908	11,897	11,834	12,062	11,913	11,856	11,801	11,676	12,528		12,063	12,065	12,067	12,070	12,075	12,082	12,091	12,102	12,117	12,136	12,159	12,187	
糸満市	南部	6,450	6,808	7,320	7,027	6,659	6,112	6,391	6,425	6,651	6,785	7,257	7,402		7,614	7,862	8,117	8,381	8,653	8,935	9,225	9,525	9,835	10,154	10,484	10,825	
豊見城市	南部	5,923	6,026	6,432	7,673	7,796	6,807	6,738	6,490	6,375	6,225	6,206	6,097		6,114	6,148	6,221	6,332	6,481	6,669	6,896	7,161	7,465	7,807	8,188	8,607	
南城市	南部	2,053	1,692	1,637	2,034	2,235	2,403	2,421	2,414	2,454	2,573	2,674	2,652		2,765	2,848	2,937	3,031	3,132	3,239	3,352	3,471	3,597	3,728	3,865	4,008	
西原町	南部	3,990	3,994	4,160	4,205	4,192	4,140	3,977	3,892	3,834	3,852	4,004	4,061		3,937	3,937	3,937	3,937	3,937	3,937	3,937	3,937	3,937	3,937	3,937	3,937	
与那原町	南部	1,410	1,553	1,478	1,567	1,873	1,837	1,913	1,921	1,963	1,998	2,087	2,077		2,145	2,197	2,254	2,313	2,376	2,443	2,513	2,587	2,664	2,745	2,829	2,917	
南風原町	南部	2,845	3,078	2,990	3,116	3,275	3,394	3,546	3,605	3,620	3,726	3,868	3,876		3,964	4,049	4,137	4,227	4,320	4,414	4,510	4,608	4,707	4,807	4,909	5,013	
渡嘉敷村	南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
座間味村	南部	407	273	271	250	226	227	315	270	304	312	289	303		299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	
粟国村	南部	24	26	26	13	13	13	13	13	13	13	13	1		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
渡名喜村	南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	34		18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
南大東村	南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北大東村	南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
久米島町	南部	1,028	1,045	892	752	744	830	862	862	841	842	800	887		849	849	849	849	849	849	849	849	849	849	849	849	
八重瀬町	南部	706	806	846	793	863	1,011	1,096	1,203	1,222	1,270	1,419	1,676		1,583	1,664	1,744	1,824	1,904	1,984	2,064	2,144	2,224	2,304	2,384	2,463	
南部	小計	71,355	71,862	72,291	74,058	75,071	74,666	75,630	76,751	78,178	79,104	80,506	80,664		80,994	81,581	82,225	82,927	83,690	84,515	85,400	86,347	87,358	88,430	89,567	90,769	
宮古島市	宮古	4,609	4,487	4,443	4,389	4,483	4,824	437	247	6,284	6,841	8,087	9,475		7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175
多良間村	宮古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮古	小計	4,609	4,487	4,443	4,389	4,483	4,824	437	247	6,284	6,841	8,087	9,475		7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	7,175	
石垣市	八重山	9,700	9,757	9,938	9,862	10,294	11,041	11,512	11,800	11,542	11,811	11,488	9,895		11,341	11,341	11,341	11,341	11,341	11,341	11,341	11,341	11,341	11,341	11,341	11,341	11,341
竹富町	八重山	487	335	275	227	277	0	306	330	314	0	0	0		158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	
与那国町	八重山	0	0	0	0	0	251	159	159	0	0	0															

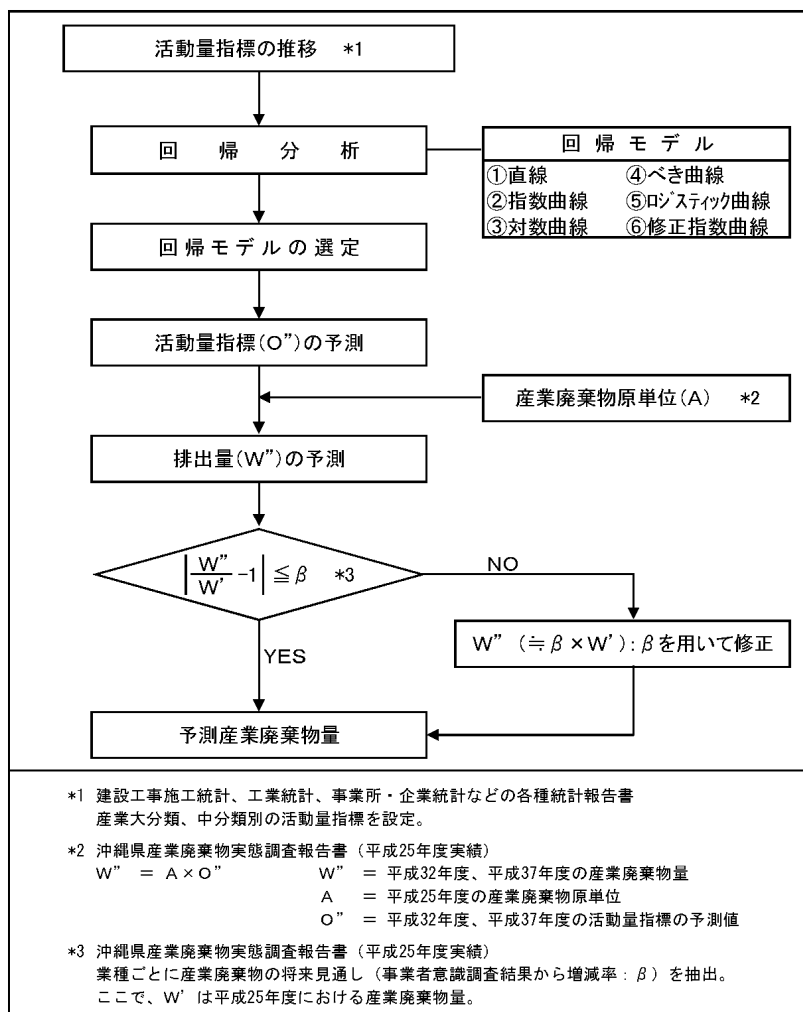
資料2 産業廃棄物排出量の将来予測

(1) 排出量の将来予測

排出量の将来予測は、今後も飛躍的な技術革新や法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、令和2（2020）年度に実施した沖縄県産業廃棄物実態調査（令和元（2019）年度実績）で得られた産業廃棄物の排出量と業種ごとの各種活動量指標（建設業：元請完成工事高、製造業：製造品出荷額等、病院：病床数、その他の業種：従業者数）との関係は変わらないことを前提に計算を行っています。

また、業種ごとの活動量指標の将来予測では、過去からの実績データの傾向が将来も続くものとしてトレンド予測を行いました。業種ごとに選定に用いた回帰モデル式は、以下に示すとおりです。電気・水道業については、各事業者が回答した将来の計画値を用いています。

県全体の排出量（予測産業廃棄物量）は、業種ごとの排出量を合計したものです。



【主な回帰モデル式の特徴】

過去から将来に向かって変化する現象（Y）が一定の規則性を持っているとの仮定のもと、理論的傾向線をあてはめて予測式を作る。

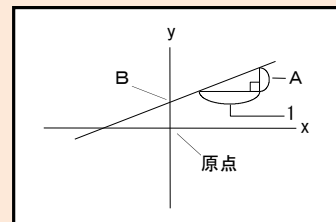
ここで、Xは時間（年度）、A、Bは定数。

① 直線： $Y = A \cdot X + B$

予測したい現象が直線的に増加または減少するケース

A：直線の増加（減少）の度合いの大きさを表す

B：Xが0の時の値を表す

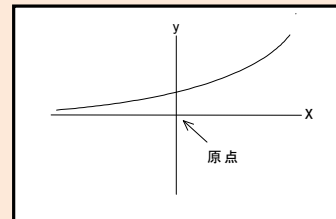


② 指数曲線： $Y = B \cdot \text{EXP}(AX)$

予測したい現象が等比級数的に増加または減少するケース

A：曲線の位置を決める値

B：曲線が立ち上がる傾斜の大きさを表す

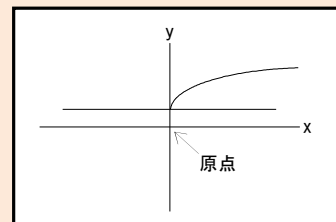


③ 対数曲線： $Y = A \cdot \text{Ln}(X) + B$

予測したい現象が直線的ではなく、増加または減少傾向が緩やかなケース

A：式の始まりを表す値

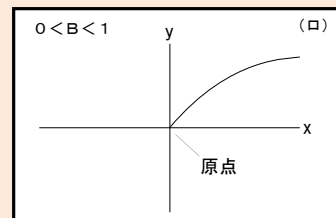
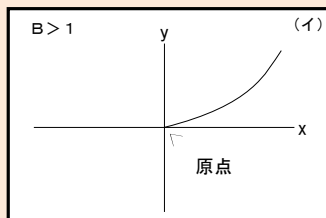
B：曲線が立ち上がる傾斜の大きさを表す



④ べき曲線： $Y = B \cdot X^A$

A：曲線が立ち上がる傾斜の大きさを表す

B：カーブの凹凸を表す



⑤ ロジスティック曲線、⑥ 修正指数曲線はともに、予測したい現象がはじめのうちは急激増加していくが、ある極限值に近づくに従って増加速度が鈍ってくるようなケース

(2) 処理量の将来予測

処理量の将来予測については、令和 2（2020）年度沖縄県産業廃棄物実態調査で得られた令和元（2019）年度の業種別、種類別の処理・処分状況をもとに収支計算（排出量に対する各処理・処分量の比率）を行い、将来の活動量指標に乗じて算出しました。

(3) 産業廃棄物の将来予測

産業廃棄物の発生及び処理・処分状況の将来予測結果は、以下のとおりです（動物のふん尿除く）。

表 6 種類別一発生及び処理・処分状況（令和 7（2025）年度）

単位：千 t /年

種類	区分							
	発生量	有償物量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	その他量 (保管量)	資源化量
合計	2,118	197	1,922	971	875	75	1	1,168
燃え殻	5	3	2	3	△4	4	-	5
汚泥	884	19	864	84	777	2	1	103
廃プラスチック	30	0	29	13	2	14	0	13
木くず	33	0	32	26	3	3	0	26
動植物残さ	353	131	223	149	73	0	-	280
金属くず	16	5	11	9	0	2	0	14
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	134	18	116	108	2	5	1	126
鉱さい	33	4	29	29	0	0	-	33
がれき類	417	11	405	394	4	7	-	406
ばいじん	135	2	133	127	0	5	-	130
その他の種類	80	4	77	27	17	32	0	31

※四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

表 7 種類別一発生及び処理・処分状況（令和 12（2030）年度）

単位：千 t /年

種類	区分							
	発生量	有償物量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	その他量 (保管量)	資源化量
合計	2,181	209	1,972	1,020	873	78	1	1,229
燃え殻	5	3	2	3	△4	4	-	5
汚泥	878	19	859	84	772	2	1	104
廃プラスチック	31	0	30	14	2	15	0	14
木くず	34	0	34	28	3	4	0	28
動植物残さ	375	140	235	159	76	0	-	299
金属くず	17	5	11	10	0	2	-	15
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	147	19	127	119	2	5	1	138
鉱さい	37	4	33	33	0	0	-	37
がれき類	440	12	428	416	4	8	-	428
ばいじん	133	2	131	126	0	5	-	128
その他の種類	84	4	80	29	18	34	0	32

※四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

用語解説

あ 行

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が発行する環境マネジメントシステム（環境に影響を与える（可能性のある）活動について、継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み）に関する規格です。

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）

IPCCは、国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63（1988）年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織です。

あわせ処理

市町村の所有する一般廃棄物処理施設において処理することが可能な産業廃棄物を、一般廃棄物と一緒に処理することです。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、さらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」と、商店・オフィス・レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」に分類されます。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した、環境省が普及を進めている事業者向けの簡易な環境活動評価プログラムです。

幅広い事業者に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ためのガイドラインとなっています。

エコショップ

環境にやさしい商品の販売、ごみの減量・リサイクルの推進など環境に配慮した取り組みを

積極的に行っている店舗等のことで、エコショップ制度として、都道府県や市町村が独自の認定基準を用いて認定・登録し、ホームページ等を通して公表されています。

E S C O (Energy Service Company)

E S C O (エスコ) は、Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスのことで、

E S C O 事業は、省エネ効果を E S C O が保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・E S C O の経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となります。

N P O (Non Profit Organization)

N P O は、Non Profit Organization の略称で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域振興など様々な分野で活動する団体が含まれます。

沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄下水道等整備構想)

県と市町村が連携して処理区域、整備手法及び整備スケジュールの設定を行い、各種汚水処理施設の整備を計画的、効率的に進めるための指針です。平成 10 (1998) 年度に策定され、社会情勢等の変化に応じて平成 18 (2006) 年度と平成 22 (2010) 年度、平成 28 (2016) 年度にそれぞれ見直しを実施しています。

か 行

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備等と並んで合併処理浄化槽の普及が求められています。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」であり、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の使用済み家電 4 品目の収集・運搬を小売業者に、回収・再商品化を製造者に義務付け、その費用を消費者などの排出者が負担することを規定した法律で、平成 10 (1998) 年に成立し平成 13 (2001) 年 4 月から施行されています。使用済みの家電 1 台ごとに家電リサイクル券が付けられ、消費者からの引き取りから製造者に引き渡すまでの荷動きを管理します。

環境会計

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的に把握（測定）し、分析・公表するための仕組みのことです。

感染性廃棄物（参考：廃棄物処理法施行令別表第1）

医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、または感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。

特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することが求められています。

気候非常事態宣言

沖縄県では、世界的な課題である気候変動に対して、県全体で現状認識と将来の気候変動をめぐる現状とその認識を共有し、行政・県民・事業者が一丸となって気候変動対策に取り組んでいくことを決意し、令和3（2021）年3月に玉城知事が記者会見で「沖縄県気候非常事態宣言」を行いました。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

経済的手法

環境負荷を生じさせる経済活動に対して、市場を通じて何らかの経済的誘導策を与えることにより、環境負荷が少なくなるようにする手法で、税・課徴金、デポジット制度、ごみ処理手数料の有料化などが該当します。

建設リサイクル法

正式名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のことであり、特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた対象建設工事（建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付け、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るための法律です。

小型家電リサイクル法

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」であり、使用済小型電子機器（デジタルカメラ、ゲーム機等）の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とし、平成 25（2013）年 4 月 1 日から施行されています。市町村、事業者等関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫し、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度となっています。

さ 行

災害廃棄物

地震や洪水などによって、家屋等の建築物が倒壊したり、焼失・水没するなどして発生した家具類、家電製品、がれき類、家屋自体の解体廃棄物などを指します。

最終処分

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立が原則とされています。

最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。具体的には①廃棄物となってしまう製品を循環資源としてそのまま、若しくは修理などを施して使用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理などを施して再度使用する「部品リユース」などがあります。

再生利用（リサイクル）

廃棄物の全部又は一部を原材料として利用することです。再生利用のうち、廃棄物を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（瓶を砕いてカレットにした上で再度瓶を製造する等）、廃棄物から熱エネルギーを回収することを熱回収といいます。循環型社会形成推進基本法では、原則として、リユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされています。

サステナブルツーリズム(持続可能な観光)

観光地の本来の姿を持続的に保つことができるように、観光地の開発やサービスのあり方を見定め旅行の設定を行うこと。平成 7 (1995) 年に「観光産業のためのアジェンダ 21」に基づき、入境する人数の制限、電気自動車の利用による排ガス規制、必要な搭乗客にだけに出す機内サービスなど、多くの分野で様々な取り組みが始まっています。

3 R

リデュース、リユース、リサイクルの 3 つの頭文字をとったもの。

- ① Reduce(リデュース) : 廃棄物の量を減らす。
- ② Reuse(リユース) : 不要になったものを工夫して再度使う。
- ③ Recycle(リサイクル) : 再生できるものは資源として再生利用する。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 12 (2000) 年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標(MDGs)が平成 27 (2015) 年で終了することを受け、国連が向こう 15 年間(令和 12 (2030) 年まで)の新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。

G H G (Greenhouse Gas)

G H G は、Greenhouse Gas の略で、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことをいいます。水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが温室効果ガスに該当します。

C C U (Carbon dioxide capture and utilisation)

C C U は、Carbon dioxide capture and utilisation の略称で、発電所や化学工場等から排出された CO₂ を、他の気体から分離して集め、新たな製品の製造に利用するプロセスのことをいいます。合成燃料やプラスチック原料の生産を行うカーボンリサイクルも C C U の一形態といえます。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物の発生抑制、適正利用及び適正処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本方針を定めた法律で、廃棄物処理の優先順位を発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順と定めています。

集団回収

市民団体による資源ごみの収集で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているものをいいます。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルや適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律です。リサイクル・適正処分の対象となるのは、エアコンに使われるフロン、シュレツダーダスト（車体を粉砕した後に残る破砕くず）、エアバッグの3種類です。リサイクル費用は自動車の所有者が負担し、費用は新車の購入時などに支払います。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」で、食品循環資源の発生抑制、減量化、再生利用を促進することを目的としています。令和6（2024）年度までの再生利用等実施率の目標は「業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は60%、外食産業は50%」とされています。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律で、令和元（2019）年10月1日に施行されました。

食品ロス（家庭における食品ロスの定義）

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことで、次のとおり分類されます。

①食べ残し

料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残して廃棄したもの。

②直接廃棄

賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの。

③過剰除去

調理時にだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分。

生活排水

し尿と、日常生活に伴う台所・洗濯・風呂等からの排水の総称です。なお、生活排水のうち、し尿を除くものを生活雑排水といいます。

生分解性プラスチック

微生物の働きによって最終的に水と二酸化炭素にまで分解されるプラスチックのことをいいます。廃棄物処理問題の解決につながると期待されています。

生分解性マルチ

生分解性マルチフィルムという農業等に使用する被覆材で、天然素材または化学合成素材をシート状に加工したものです。従来のマルチフィルムとは異なり、廃棄物とならずに自然界で分解される点が大きな特徴です。

ゼロエミッション

ある産業から出る全ての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物の排出をゼロにすることを目指す概念で、平成6（1994）年に国連大学が提唱しました。

粗大ごみ処理施設

収集または持ち込まれた自転車、家具等のごみから金属類等の資源を回収する施設のことで、近年は地域住民を啓発する機能を付加したリサイクルセンターの導入が多くなっています。

た 行

ダイオキシン類

ダイオキシンとは、「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）」の通称であり、これに「ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）」を加えてダイオキシン類といいます。なお、平成11年7月16日に公布された廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉などの排出ガスや排水などに含まれるダイオキシン類を規制した「ダイオキシン類対策特別措置法」において、PCDD及びPCDFに「コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）」を含めて「ダイオキシン類」と定義されました。通常は無色の固体で、水に極めて溶けにくく、また、化学的にも安定な物質です。

TEQ (Toxicity Equivalency Quantity)

TEQは、Toxicity Equivalency Quantity の略称で、毒性等量ともいいます。毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位です。ダイオキシンは、塩素の数及び位置が異なる異性体の混合物として環境中に存在し、毒性の強さは異性体によって異なるため、ダイオキシン異性体の量を単純に合計しても、その数値で毒性影響を評価することはできません。そこで、ダイオキシンでは、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数(TEF)を乗じた値の総和として表わすのが一般的となっています。このように異性体の量当たりの毒性が等価になるように換算された値は、その数量から毒性影響を評価することが可能です。このようにして換算された数値には、重さの単位にTEQを付けて単純な物理量ではないことを明示することになっています。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のことです。生活雑排水が未処理で放流されるため、河川などの水質悪化を招きやすい浄化槽です。

地域循環共生圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方です。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することを行います。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効

利用する役割もあります。

は 行

廃棄物

占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいいます。発生形態や性状等の違いから、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とします。

排出量

①一般廃棄物

収集量と直接搬入量、集団回収量を合計したものであり、市町村において正確に量が把握できごみ量の合計をいいます。

○排出量＝収集量＋直接搬入量＋集団回収量（t/年）

1人1日あたり排出量は、排出量（t/年）を総人口及び年間日数（365日又は366日）で割ったもので、県民1人が1日に排出するごみの量をいいます。

○1人1日あたり排出量＝排出量÷（総人口×365日又は366日）×10⁶（g/人・日）

②産業廃棄物

産業廃棄物の発生量は、事業活動に伴い生じた不要物であって、産業廃棄物量及び有償物量を合計した量をいいます。有償物量とは中間処理されることなく、他者に有償で売却した量のこと、法令上は廃棄物に該当しないものをいいます。排出量は、発生量から有償物量を除いた量となります。

○排出量＝発生量－有償物量

ばいじん

燃焼によって生じるすすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいいます。

発生抑制(リデュース)

必要のないものは買わない、使い捨てのものなどごみになりそうなものは利用しないこと等により、ごみの量を「減らす」ことです。

コンビニエンスストアでレジ袋や不要な割りばしを断るといった行為等です。

分別収集計画

容器包装リサイクル法を受け、市町村や県が3年ごとに策定する分別収集に関する計画をいいます。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックという素材に焦点をあて、プラスチック製品の設計・製造から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体を通じたプラスチック資源循環(3R+Renewable(再生可能資源への代替))の促進を図ることを目的とした法律。令和4(2022)年4月から施行されます。

ポリ塩化ビフェニール(PCB)

PCBは、熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れているとして、かつて有用な物質として生産・使用されてきました。一方、毒性が強く、昭和43年のカネミ油症事件等をきっかけにその環境汚染の実態が明らかになり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)によって製造、輸入等が事実上禁止されました。その処理体制は長らく停滞していましたが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)の制定、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)の活用による処理施設の整備等により全廃に向け処理が行われています。

ま 行

マイバッグ

買い物の際、レジ袋を受け取らないことを目的として個人が持参する買い物袋のことです。ごみの排出抑制につながります。

マニフェスト制度

排出事業者が産業廃棄物の収集運搬又は処分等を他人に委託する際、処理業者に対して廃棄物の種類、数量、形状等を記載した管理票(マニフェスト)を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物処理の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことです。マニフェスト制度には、紙による複写式の伝票と、インターネットを活用した電子マニフェストがあります。

熔融スラグ

ごみの焼却残さ等を高温で加熱熔融し、冷却固化したものです。熔融スラグ化するとダイオキシン類のような化学物質は分解され、重金属は熔融スラグのガラス質と一体化して外には出ないようになります。このような安全化を図って、J I Sの規格に適合した熔融スラグは路盤材やコンクリート骨素材等として再利用されます。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物の容積の約6割を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクルを積極的に進めるため、平成7（1995）年6月に制定され、平成9（1997）年4月から施行されています。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するというそれぞれの役割分担が示されています。